

## 平成29年度門真市男女共同参画審議会 議事録

日 時：平成29年7月10日（月）午前10時より

場 所：門真市役所本館2階 大会議室

出席者：

（門真市男女共同参画審議会委員）12名／15名中

山本博史会長、西岡敦子副会長、中道秀樹委員、木下みゆき委員、内村妙子委員、吉兼和彦委員、呉本紀子委員、白土清治委員、萬田久美子委員、上田フサ委員、澤田仁孝委員、福田章男委員

（事務局）5名

市民生活部重光部長、市民生活部山田次長、人権女性政策課笹井課長、人権女性政策課西口課長補佐、人権女性政策課遠山

配布資料：門真市男女共同参画審議会座席表

門真市男女共同参画審議会委員名簿

門真市男女共同参画審議会の会議公開要領

平28年度「第2次かどま男女共同参画プラン」推進状況等調査シート

門真市男女共同参画推進条例

門真市男女共同参画推進条例施行規則

### 1. 開会（事務局）

### 2. 部長あいさつ

発言者	内 容
部長	<p>●市民生活部長の重光でございます。皆様方には、公私ご多忙のところ、本審議会にご出席賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>また、平素より本市の男女共同参画行政に対しまして、温かいご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。本市では、男女が共に生きやすい社会の実現を目指し、さらなる女性活躍を推進するため「女性サポートステーション」を開設し、女性の就労支援や相談等にワンストップで対応するなど、さまざまな分野での女性の活躍支援を進め、すでに多くの方々にご利用頂いております。さて、本日の審議会におきましては、平成24年3月に策定いたしました「第2次かどま男女共同参画プラン」に掲げた各種施策の推進状況等について、皆様の忌憚りの無いご意見を頂戴したく存じます。いただきましたご意見は、庁内各担当課にフィードバックするとともに、「男女共同参画施策の実施状況等」として公表し、市民や事業者等に周知を図ることで、さらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>

発言者	内 容
	最後になりましたが、引き続き本市の男女共同参画行政に対しまして、ご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

### 3. 会長挨拶

発言者	内 容
会長	<p>●本日は朝早くから、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>九州だけでなく東大阪でも大変な雨になっていますけれども、あの映像を見るたびに、高齢者の問題だとか、障害を持っている方のことが案じられます。防災プランを立てるときには、やはり男女共同参画の視点が必要になってくるのだと思っております。</p> <p>さて、本男女共同参画プランの推進状況についての、審議会の意見のまとめということでございますが、事前に委員の皆様にご意見をいただいておりますけれども、それを再確認すると同時に、ここをつけ加えた方がいいとか修正した方がいいとかなどのご意見をいただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいいたします。</p>

### 4. 案件

#### 案件1 ○「第2次かどま男女共同参画プラン」推進状況等について

発言者	内 容
会長	<p>●それでは会議次第に従いまして進めてまいりたいと思います。</p> <p>案件の1、第2次門真男女共同参画プラン推進状況等について、審議に入らせていただきます。この第2次門真男女共同参画プラン推進状況調査シートへの一定の意見につきましては、まず事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>●それではご説明させていただきたいと思います。本市におきましては、第2次かどま男女共同参画プランの取り組みを促進させ、広く市民の皆様へ周知するため門真市男女共同参画推進条例に基づきまして、毎年1回政策の実施状況等の公表を行っております。この公表に当たりまして、プランの計画期間満了であります平成34年度までの間毎年度本市が作成する第2次かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シートへ各種政策の推進に生かすため本審議会の意見をいただくこととなっております。本日の審議会では、早速にて恐縮でございますが、お手元の平成28年度かどま男女共同参画プラン推進状況等調査シートへのご意見を、各委員からいただきたく存じます。なお、審議を円滑に進行していただくため、あらかじめ各委員に調査シートを配布し項目ごとに担当委員を決めまして、頂戴いたしましたご意見を付させていただきます。</p> <p>ご参考にしていただきながら、改めて調査シート全体について各委員ご意見を賜りたく考えておりますのでどうぞよろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>●基本目標①から④で、順番に分けていこうと思うんですが。基本目標①</p>

発言者	内 容
	<p>は24頁までありますので、1頁から10頁までの1番から18番までと、11頁から24頁までの19番から44番までという形に2分割したいと思います。</p> <p>事前に各委員に執筆をご担当いただいておりますけれども、審議会の意見としてこれでいいか、ここ追加した方がいいとか、文言修正した方がいいということがございましたら、積極的にご意見をいただきたいと思います。</p> <p>基本目標①、1頁から10頁までの1番から18番までのところで、何かご意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>●質問なのですが、5頁の方針2、8番の審議会の意見のところで、「ジェンダー・バイアスをかけないような組織的取組など、」という言葉がありますども、これは男女の差別をしないでということでしょうか。</p>
会長	<p>●男の子だからこういう形に、男らしさはこういうものです、女らしさはこういうものですよという形でバイアスをかけないようにという内容だと思います。</p>
委員	<p>●そうですか。</p>
会長	<p>●事務局に確認しますが、調査シートを公表するときにはそのままこの形でHPなどへあがるのでしょうか。</p>
事務局	<p>●基本この形になります。ご意見をいただきましたらその内容に変更をかせせていただいて、そのままの形でホームページ等にはあげさせていただきます。</p>
会長	<p>●右端の番号もそのままの形で載るとのことですか。</p>
事務局	<p>●そうです。番号もその形で載ります。</p>
会長	<p>●いかがでしょうか。よろしいでしょうか。あとでお気づきになったことなどがありましたら、また後ほどご意見をいただきたいと思います。</p> <p>そうしましたら、調査シート11頁の方針3、19番から24頁の44番までで、何かご意見はございますでしょうか。</p>
副会長	<p>●21頁の38番ですが、審議会の意見を付与する前に質問なんですけれども、ちょうど人権女性政策課が担当課になっているのでお聞きしますが、28年度の②評価のところ「一時保護を望まないケースが増えてきており、その対応について検討する必要がある。」とあるんですけれども、一時保護を望まないケースというのはどういう状況かお分かりになりましたら教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>●昨年度、特に多かったケースなんですけれども、それまでの生活を断ち切って一時保護先に行くというのを望まずに、これまでの生活は継続しつつどうにか今の状況を打破できる解決できる方法ないかというご相談が多くあり、そういった一時保護は望まないけれども、一時的にどこか身を隠せる場所はないかというご相談がありました。</p>
委員	<p>●子どもさんが学校へ通う状況ですとか、若い方のケースですと、携帯電話が使えないからという理由でと聞いたことがあります。</p>
委員	<p>●人権相談をやっていますが、確かに一時保護のいろんな条件を話しする</p>

発言者	内 容
委員	<p>と、それはちょっとということ多々あります。先ほど先生がおっしゃったように、子供さんが小学生の時だと、学校の体制で先生方が非常に協力的で、いろんな配慮をしていただいたり、保護者同士の関係は非常にいい。そしてそれからそこを全部切って一時保護所みたいなどころに行く踏ん切りがつかないというケースが、昨年と、今年の始めとに目立っております。</p> <p>私、人権相談3年目なんですけれども、特に去年と今年、そういうケースがあって、こちらとしては、やはり危険やから何とかというふうに思うんですけども。そういった地域のかかわりが非常に良い感じであるケースで、そのような形になるケースが高いです。</p> <p>●最近あったケースなんですけども、かなり酷いDVにあつてらっしゃる方が、一時保護といいますかその避難先としてそういうところを求めていらっしゃいました。そういうところというのはスムーズに見つかるものでしょうか。</p>
事務局	<p>●一時避難先といたしましてあらゆる手段をこちらの方でも検討いたしまして、一番早く解決に結びつくような施設をお探しして、その日のうちになるべく早く問題解決できるようにしております。</p>
委員	<p>●それに続いてセンターに行く場合ですね、例えば3日とか1週間とか1カ月とかそういう期間の長さの実例というのはどれぐらいあるんでしょうか。</p>
事務局	<p>●一時保護をされてからの話でしょうか。ケースによりますが、2週間とうかがっています。</p>
会長	<p>●よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、基本目標②方針1、45番から71番までについての審議会の意見ですけども、これについてご意見とかございますでしょうか。</p>
委員	<p>●67番、68番についてですが、外国から入ってこられた方については、郷に入っては郷に従えということで、その地域になじむように話し方とかを考えてもらって、一方では地域の方は、そういう外国の方をどういうふうに分け入れるかという受け皿になるにはどうしたらいいかということを考えて取り組んでいかなければいけないという姿勢でやっていかなければいけないと思います。</p>
会長	<p>●関東の自治体で、外国人ばかりの地区ができていて、そこに行くと別世界みたいになっているところがあるみたいですけども、そうでなくて、やっぱりちゃんといろんな形で交流できるような、そういう取り組みが少なくとも住民レベルでできたらすごくいいですね。</p>
委員	<p>●続いて多文化共生教育についてなんですけども、例えば春節祭などの行事をやっている目的を地域へ説明して協力を求めたら、もっともっと盛り上がって内容が充実してくるのではないかなと思いました。</p> <p>70番、71番については、語学力についてももっともっと取り組んでいただきたいと考えています。それと門真市在日外国人教育推進協議会の取組についてももっと考えていただきたくし、もっと的を絞ってイベントを実施してほし</p>

発言者	内 容
事務局	い。
会長	●人権と学校そして生涯学習の場においても、連携して切れ目ないように啓発をして周知していきたいと考えております。
委員	●68番の審議会の意見のあたまのところ、29年度の事業目標にも書かれています、門真市在日外国人教育推進協議会との連携についてのことを付け加えて、「門真市在日外国人教育推進協議会と密に連携し、多文化交流、内容の更なる充実が望まれる。」と修正した方がいいですね。
事務局	●基本目標②方針1、50番の関係でお尋ねしたいんですけども、市民生活部長から本日も挨拶をいただいたんですけども、部長職の女性の方は、庁内で何名おられるんでしょうか。
事務局	●部長職につきましては1人です。
事務局	●今現在、管理職的地位にある職員、課長級以上になるんですけども、女性職員が17人おまして27年4月1日のちょっと前のデータになるんですけども、割合としては20.7%と現在なっております。
会長	●基本目標②45番から71番までですけども、ご意見ございませんでしょうか。
副会長	●基本目標②方針2、59番の審議会の意見について、「父親のみ、あるいは父子のみを対象とした事業を企画・実施することにより、男性参加の促進につながることもある。」っていうのは内容的にはそうだなと思うんですけども、表記的に関してちょっと工夫をした方がいいかなという気もしないでもないのですが。いかがでしょうか。
委員	●コメントを書いたのは私ですが、あえて父親のみ父子のみと書きましたのは、子育ては女性とかあるいは母親対象ということが、やはりまだ一般的に企画の主なものでありますので、あえて父親のみ、父子のみと書くことによって、性的役割分業化の払拭というところにつながるというような思いで書いた次第です。
副会長	●特に表記で問題なければ、内容は理解できますから大丈夫なんですけども。いろんな方が読まれるという前提としてはどうかなと思ったものですから。皆さんがOKでしたら大丈夫です。
委員	●それでは、母親のみを対象とした事業だけではなくとかの文言を入れていただくと副会長が感じられたことも反映できるかなとおもいますので、そのようにお願いいたします。 補足なんですけれども、図書館の読み聞かせの養成なんですけども、読み聞かせをするのは女性、母親と言うイメージがありますので、この3年間位は大阪府立中央図書館がイニシアチブをとって「読みメン」と言うことで、あえて男性、父親やおじいちゃんのみを対象とした読み聞かせの養成をおこなってらっしゃって、それも広い意味では男女共同参画の意識の浸透につながっているかと思しますので、そういうふうなことも踏まえて書かせていただいた次第です。

発言者	内 容
委員	<p>●いまの表記の仕方についてですが、女性のみだけでなく母親のみだけでなくという表記がいいと思います。この文書だけみたら、男性は叱られてしまうのかなという感じがします。</p> <p>同じ59番の28年度の②評価のところですけども、②参加者のほとんどが女性であるが、稀に男性の参加が見られる。とありますが、稀に男性の参加が見られるというのは、どういう講座やイベントの時なのでしょう。</p>
事務局	<p>●担当課に確認をできてはいないのですが、親子手作り教室、親子体操教室、料理教室など、母親だけではなく父親も参加できる内容で企画はしたとのこと。</p>
会長	<p>●59番の文頭に、「母親のみを対象にするのではなく」という一文を付け加えたいと思います。</p>
会長	<p>●71番まで、よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、基本目標③方針1、72番から92番までにつきましてご意見いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>●就労支援の関連で質問ということが質問させていただきたいんですけど、女性サポートステーションの企業女性起業相談のチラシは拝見したんですけどもそのあたり反応というのはいかがでしょう。</p>
事務局	<p>●女性サポートステーションでは、毎月第4土曜日の午後2時から女性のためのセミナーをおこなっておりますけども、今回の起業セミナー開催日の7月22日の同じ時間帯に、門真祭りが開催されることもあり、15人定員のところ13人のご予約をいただいております。</p>
会長	<p>●事務局へ質問ですが、86番のところですけども、ワーク・ライフ・バランスの啓発DVDをたとえばどんな形で活用しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>●企業人権推進連絡会加盟企業へ、研修に使用するかもしれないということで貸し出したことがありました。</p>
委員	<p>●実際に見てみたらすごくよくわかる。私も同じ部屋の隣で人権相談をしていまして、私もこのDVDを見せてもらいました。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスって片仮名を見たときにね、一体どんなことなんやということで見せてもらいましたがやっぱりすうっと頭に入る。</p> <p>いろいろ研修とか商工会議所を初め大阪府の話がありますけれども、実際に話だけでは、文章だけではわからん。</p> <p>それでは男女共同参画の社会に向けてというふうにはならない。そこんところは難しいんですけども。やっぱりこのDVD活用はね、今、課長がおっしゃいましたけれども、いろんなところである意味で学ぶということが大事な。啓発の内容がね、そんなうまくいくかといった意見もありますけども、なかなかそれではね。具体の現場まで浸透できるかと考えたらしんどい。門真には大きな企業はありますけれども、中小の大変な企業もたくさんあります。そこまでいくかという。それよりは、働くものの意識改革が先かなと。そう思いますんで、そのことについて言うと、このDVDは非常に有効かな</p>

発言者	内 容
委員	<p>と思う。</p> <p>●この事務局では、社会を明るくする運動についても担当されている。社会を明るくする運動のなかには就労支援とかも網羅されている。働く環境がないとかいう状況に置かれている方に対してできる協力をして行こうという運動が社会を明るくする運動なので。そういうことも入れていただきたい。</p>
会長	<p>●どこに入れるかは検討させていただきたいと思います。</p> <p>基本目標③はよろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、93番から121番までの基本目標④に関しましてご意見、あるいは事務局への質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>●事務局でもしわかれば、95番のところちょっと質問をさせていただきたいんですね。平成28年度の①推進状況のところ、性に関する研修への参加を促すと書いてありますが、この性に関する研修への参加を促すっていうのは誰に対して促されたのかがわかりますでしょうか。</p>
事務局	<p>●研修に関しましては小中学校の教職員教員に対して、そういった研修に参加をするようにということで、教育につきましては生徒に対して行っていくということで、担当課からはうかがっております。</p>
会長	<p>●ほかにご質問はいかがでしょうか。</p> <p>一点、事務局へ質問なのですが、120番のところ、「官民合同のケーススタディー」という形での「官民」という言い方をしてるんですけども、門真市のほうでは、「官民」という形で言われるのでしょうか。ごくごく普通には「公民」というような言い方をよくするんですけども。</p>
事務局	<p>●会長おっしゃるとおり、「官民」ではなく「公民」の方が、なじみがあると考えます。</p>
会長	<p>●ほかはよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>●118番なんですけども。「啓蒙」というのはあんまり使われないので、「啓発」へ修正したらどうでしょうか。</p>
事務局	<p>●ありがとうございます。</p>
会長	<p>●今のところ、加筆修正が2箇所、うまく加筆することが出来ればしたいという箇所が1箇所、表現上の修正で2箇所です。</p> <p>基本目標①から最後まで何かほかはまだお気づきの点がありましたら、ここでご意見をいただきたいんですが、よろしいですか。</p>
委員	<p>●最初の頃に質問させていただいたんですけども。</p> <p>番号8になりますけども、先生方いらっしゃるのをお聞きしたいんですけども、トランスジェンダーの問題というのは思春期に起こるのか、それとも幼年期に起こるのでしょうか。</p>
委員	<p>●まだ私も自分が直接かかわったわけではないんですけども、統計的に言うと、気づきは幼年期から始まっていると。ただそれが具体的に外にですね、わかるような形でというのは中学校以降が多いというふうには聞いていま</p>

発言者	内 容
委員	す。 ●企業でも取り組みはしているんですけども、社会人になってから気づく方もいらっしゃるのでは、いつというのはなかなか言えないじゃないでしょうか。
委員	●8番ですけども。市の取組として、子どもの個性を尊重した保育を進めますのところで、個性の尊重というのは、人権尊重さらには男女共同参画という趣旨にあうと思うんですね。でも審議会の意見のなかで、「ジェンダー・バイアスをかけないような」、と書いてあり、先ほど男らしくまたは女らしくという枠をかけないという説明をいただいたんですが、なんていうか、男の子らしく女の子らしくという最低限の制限はあるんじゃないかなと思っておりますんですね。例えばこのときに受けた影響でまさに、混乱してしまって、後のトランスジェンダーの原因にはならないのかなと、ちょっと疑問に思いました。ですからジェンダーバイアスをかけない、男女の制限をかけないというのは、最低限の人権に関するまたは男女共同参画の趣旨に関連する内容で制限をかけるのであってと言うふうに、ちょっと若干思ったんですけど、どうでしょうか。
委員	●このジェンダーとかセックスというテーマで人権研修「ともに生きる」で研修会をやられてますので、なにが男女差別になるのかということについて、研修会で答弁されていますのでそれを参考にしたらいいんじゃないかと思う。
副会長	●ちょっと大まかな説明にはなるんですけども、たぶん言われているのは、生物学的性差の部分と、ジェンダーの社会的性差の部分をきちつという意味で言われてるのかなと思いますので、この部分はジェンダー・バイアスをかけないという意味でつかっているんで、私はOKかなというふうに今感じております。
委員	●教育関係で言いますと、男の子は青色、女の子は赤色とかいうような、そういう色の区別をつけないですとか、あるいは小学校へ行ったときの黄帽の場合でしたら、女の子はハットで男の子はキャップでしたのが、それを取っ払ったりとか。中学校の制服は男の子はズボンで女の子はスカートでしたけども、女の子でもズボンを選択できるといった、その子の個性での好き嫌いを尊重していくということでの意味でのジェンダー・バイアスをかけない意味だとおもいますので、これでいいのかなと思います。
会長	●社会的な性差というもので子どもを縛り付けないということは、それは同時にトランスジェンダーに対しても同じことが言えるはずですので、そのことが個性の尊重とたぶんつながっていくということできほど問題はないかと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
副会長	●最後の121番です。審議会の意見の中で、権利関係を正しく把握し、という文言があるんですけど、法律をきちつと理解しと言う意味か、権利関係だけを言ってるのか。理解できにくかったの。いかがでしょうか。

発言者	内 容
会長	●いかがでしょうか。 私からの提案ですが、この部分を抜いてしまってもいいんじゃないかなど。的確な支援の中にはそういう権利関係の把握も当然入るとおもいますので。121番の審議会の意見の内、「権利関係を正しく把握し」という文言を削除するというので、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 他にございませんでしょうか。
委員	●すいません調査シートに書き込むという訳ではないんですけど、先ほどの委員のご発言をお聞きして、少し思ったことがあるのですが。 駅からずっとここへ来るまでに、門真まつりのポスターを見てきたんですけども、人権侵害ではないのですが、基本目標①方針1、4番の関連になるのですが、とてもわかりやすい男の子と女の子とで、女の子は赤い浴衣で、男の子は浴衣じゃなく甚平みたいなので。とても残念な気がして歩いていきましたので、ここで感想としてお伝えさせていただきます。
事務局	●でき上がってからポスターを見たんですけども、私も同じように感じましたので、担当課に伝えておきます。
会長	●できあがってからではなくて、公表する前にチェックする体制というのが欲しいですね。よろしいでしょうか。 そうしましたら、時間もありますので、先ほどの修正箇所とそれ以外に文章表現で統一しないといけないところもございまして、そのあたり私に一任していただくということでよろしいでしょうか。
会長	そうしましたら議題の案件1はこれで終了です。

## 案件2 その他

発言者	内 容
会長 事務局	●案件2その他について事務局のほうで何かございますでしょうか。 ●ご審議いただく案件はございませんが、今後のスケジュールについて、ご説明させていただきたく存じます。 本日の審議会でお伺いいたしましたご意見等につきましては、調査シートに反映し、各担当課にフィードバックするとともに、約1ヶ月後を目途に、市長に答申し、本市ホームページを活用して、市民の皆様に調査シートを公表する予定といたしております。 また、審議会からいただきました御意見につきましては、文章表現の統一を図るため、会長と内容調整をさせていただきながら、校正させていただきたいと考えておりますので、最終校正は会長一任でよろしくお願ひしたいと存じます。

## 5、閉会（会長）

発言者	内 容
会長	<p>●今の内容につきまして何かご質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。ご質問等がないようですのでこれもちまして審議を終了いたします。</p> <p>円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。</p> <p>これで、議長の任を終わらせていただきます。</p> <p>あとは事務局をお願いいたします。</p>
事務局	<p>●皆様、大変お疲れ様でした。</p> <p>以上を持ちまして、門真市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>